向日市保育施設利用調整基準

（令和5年4月入所以降の利用申込分に適用）

保育所、認定こども園（保育認定）及び小規模保育施設の利用調整は、本基準に基づき行います。
【小規模保育施設及びさくらキッズ保育園の卒園児について】
調整指数表の項番14とあわせ、指数順に希望施設への転園を決定します。
【転園希望について】
希望する園のいずれにも入所承諾できない場合は、在園中の保育施設に入所継続となります。

（1）基本指数表

No.	区分	事由（保育の必要性）	保護者（父・母、またはその他の保護者）が保育できない状況	基本指数 父	基本指数 母
1	①就労 個人事業主(自営業) 農業 内職等 を含む （※１～※２）	居宅外就労 (主に法人が営む事業に従事する者)	週40時間以上、就労している	40	40
2			週35時間以上40時間未満、就労している	35	35
3			週30時間以上35時間未満、就労している	30	30
4			週25時間以上30時間未満、就労している	25	25
5			週20時間以上25時間未満、就労している	20	20
6			月64時間以上、就労している（上記以外）	15	15
7		居宅内就労等 (上記区分以外で就労(主に個人事業主))	週40時間以上、就労している	36	36
8			週35時間以上40時間未満、就労している	31	31
9			週30時間以上35時間未満、就労している	26	26
10			週25時間以上30時間未満、就労している	21	21
11			週20時間以上25時間未満、就労している	16	16
12			月64時間以上、就労している（上記以外）	11	11
13		内職	内職従事者である	10	10
14	②妊娠・出産	産前・産後	出産予定日前８週間（多胎児の場合は１４週以内）、出産後８週間の期間で保育を必要とする（※３）	-	30
15	③疾病・障がい	疾病など	疾病など（難治性の疾病を含む）により、おおむね１か月以上の入院又は入院に相当する治療を要し、児童を保育できないもの（常時臥床）	40	40
16			疾病など（難治性の疾病を含む）により、おおむね１か月以上の長期安静加療を要するとの診断を受け、これにより児童を保育できないと医師が判断するもの	27	27
17			疾病など（難治性の疾病を含む）により、おおむね１か月以内の加療を要すると診断を受け、これにより児童を保育できないと医師が判断するもの	15	15
18		障がい （※4）	身体障害者手帳１～２級、精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳Aの交付を受けている	40	40
19			身体障害者手帳３級、精神障害者保健福祉手帳２級、療育手帳Bの交付を受けている	30	30
20			身体障害者手帳４～６級、精神障害者保健福祉手帳３級の交付を受けている	20	20
21	④介護	介護・看護等	同居の常時臥床者、重度心身障がい者（児）の看護・介護や、入院の付添いをしている	35	35
22			同居の障がい者（児）の介護・通院・通所・通学の付添いをしている	25	25
23			同居の家族の長期居宅療養等の介護にあたっている	15	15
24	⑤災害復旧	災害	震災・災害・風水害等により自宅の復旧にあたっている	50	50
25	⑥求職活動	求職	求職活動中（起業準備中を含む）である（原則3か月以内）	8	8
26	⑦就学	就学	学校教育法に定められた学校又は職業訓練施設に通所している	28	28
27			上記に該当しない専修学校・各種学校等に月64時間以上通所している	18	18
28	その他		児童福祉の観点から保育の必要性を市長が特に認める場合（DV・虐待等を含む）	（※5）	

注…複数の事由に該当する場合は、点数が高い方を採用します。

（※１）就労時間には休憩時間を含みます（居宅外、居宅内就労等共通）。変則勤務等の場合、月間就労時間÷4週で計算を行います。

（※２）本基準における個人事業主とは、法人を設立せずに自ら行っている事業をいいます。個人事業主については、開業届(もしくは営業証明書)の写し及び確定申告書の写し等の事業の内容または実績を証明する書類の提出がある場合、調整指数表の項番3と合わせて判定します。

（※３）入所希望月において産前・産後８週間に該当する場合には、他の要件の有無に関わらず、「②妊娠・出産」となります。ただし、さくらキッズ保育園・小規模保育施設の卒園時に市内認可施設への通園を希望する場合で、「②妊娠・出産」以後、継続して就労(育児休業含む)する時は、就労証明書の提出があれば就労区分での指数で調整を行います。

（※４）障害等級に応じた障害年金を受給している場合を含みます（手帳と年金の等級が異なる場合には、より上位の等級を基に指数を決定します）。

（※５）当該児童、世帯の状況に応じ、別途判断します。

2 調整指数表

項番	項目	具体的内容	備考	調整指数		
				父	母	世帯
1	保護者の就労状況等	就労の証明内容に対して、勤務実績及び収入実績(最低賃金を基に算定)に整合性がない場合		-3	-3	
2		就労見込みの者・就労内定者（就労開始日が申請受付締切日の翌日以降）である場合	項番４～６が適用されている場合、対象外とする。	-5	-5	
3		個人事業主で開業届(もしくは営業証明書)の写し及び確定申告書の写し等の事業の内容または実績を証明する書類の提出がある場合（※２）		4	4	
4		保育士・保育教諭・看護師として、向日市内の保育施設で勤務中（予定を含む。）の場合	項番５との重複不可 項番２の対象外			10
5		保育士・保育教諭・看護師として、向日市外の保育施設で勤務中（予定を含む。）の場合	項番４との重複不可 項番２の対象外			3
6		市内の保育施設で保育士・保育教諭・看護師以外として勤務中（予定を含む。）の場合	項番２の対象外			5
7		育児休業法に基づく育児休業又は産後休暇から同一の事業所に復職する場合				2
8	保育の代替手段	申込日時点で基本指数表の事由により、有料の認可外保育施設又は職場託児所、幼稚園を月極めで利用している場合。又は、転入前市町村において基本指数表の事由により保育施設に入所していたが、転出により退所し、転入に伴い入所申請をした場合				3
9	申込児童の状況	申込児童が多胎児（双子）である場合	項番10との重複不可			1
10		申込児童が多胎児（三つ子）である場合	項番９との重複不可			3
11		既に兄弟姉妹が利用中の保育施設と同じ施設を第１希望とする場合（入所可能月齢によってやむを得ず別施設になる場合も含む）	申請時に兄弟姉妹が利用中であるが、令和６年４月１日時点において保育施設に在籍していない場合（卒園等）は対象外 項番12と重複不可 項番20の対象外			6
12		兄弟姉妹が同時に申込みをし、かつ、同じ保育施設を第１希望とする場合	項番11と重複不可			4
13		前年度の年度当初選考で入所保留となっている場合				1
14		さくらキッズ保育園・小規模保育施設の卒園時に市内認可施設への通園を希望する場合	卒園時以外は対象外			12
15		入所児童自身に医療的ケアを必要とする場合(※６)	項番16、17、18と重複不可			4
16		身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ相当、精神障害者保健福祉手帳１・２級のいずれか又は複数の交付がある場合(※7)	項番15、17、18と重複不可			3
17		各障害者手帳３級以下、療育手帳Ｂ相当の交付がある場合(※７)	項番15、16、18と重複不可			2
18		入所判定日時点で各種障害者手帳及び療育手帳の交付は受けていないが、障害福祉サービスの利用または、療育施設へ通所している場合(※７)	項番15、16、17と重複不可			1
19		当該年度中に入所案内（内定）を辞退している場合				-5
20		年度途中での市内の保育所(園)、認定こども園又は小規模保育施設からの転園希望である場合	項番11に該当する場合は対象外			-3
21	世帯の状況	ひとり親（母子家庭・父子家庭）の場合（別居かつ離婚調停中の場合を含む）（※８）	項番22と重複不可			50
22		生活保護受給世帯で就労している、又は、就労が見込まれる（就労証明書等の提出がある）場合	項番21と重複不可			20
23		倒産・会社都合等、本人の意思に関わらず失業し、職業安定所を通じて求職している場合（※９）	要保育事由が「⑥求職」の場合のみ調整	14	14	
24		小学生以下の子どもが3人以上いる場合	項番25と重複不可			1
25		小学校入学前児童が3人以上いる場合	項番24と重複不可			2
26		保護者のいずれかが就労のために向日市外に別居している場合（単身赴任等）				3
27		保護者のいずれかが週30時間以上、就労している場合	要保育事由が「①就労」の場合を除く 項番28と重複不可	2	2	
28		保護者のいずれかが週30時間未満、就労している場合	要保育事由が「①就労」の場合を除く 項番27と重複不可	1	1	
29		次のいずれかに該当する世帯員（保護者及び申込児童を除く。）がいる場合（要支援１・２、要介護１・２、障害支援区分１～３、身体障害者手帳３級以下、精神障害者保健福祉手帳３級）（※10）	要保育事由が「④介護」の場合を除く 項番30と重複不可			1
30		次のいずれかに該当する世帯員（保護者及び申込児童を除く。）がいる場合（要介護3～5、障害支援区分4～6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級）（※10）	要保育事由が「④介護」の場合を除く 項番29と重複不可			2
31		次のいずれかに該当する世帯員（保護者及び申込児童を除く。）が複数いる場合（要支援１・２、要介護１～５、身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1～3級）	要保育事由が「④介護」の場合を除く			2
32	保護者の心身の状況	保護者のいずれかが次のいずれかに該当する場合（要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1～3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級）（※11）	要保育事由が「③疾病・障がい」の場合を除く	2	2	
33		保護者のいずれかが次のいずれかに該当する場合（要介護3～5、障害支援区分4～6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級）（※11）	要保育事由が「③疾病・障がい」の場合を除く	4	4	
34		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳のうち2つ以上の交付を受けている場合	要保育事由が「③疾病・障がい」の場合を除く	2	2	
35	親族の介護の状況	介護等を必要とする親族が、平日に週3日以上通所系サービスを定期利用している	要保育事由が「④介護」の場合のみ調整			-2
36		介護等を必要とする親族が、月に7日以上短期入所系サービスを定期利用している	要保育事由が「④介護」の場合のみ調整			-2
37	その他	保育料を２か月以上滞納している場合（卒園児・過去のものも含む）				-20
38		両親（里親・特別養子縁組は両親とみなす。）ともに死亡、離別及び行方不明等により不存在で別の者が養育を行っている場合				50

（※６）同意書(指定様式）および専門機関等の意見書（指定様式）の提出があり、施設での医療的ケアにより保育が可能であると判断された場合に適用する。ただし、他の児童より合計指数が高い場合であっても施設の受入体制により保育が開始できない場合があります。

（※７）基本指数の合計が８０点（居宅内就労等(主に個人事業主)の場合については、基本指数及び項番３の合計）に満たない場合のみ適用する

（※８）離婚調停中であることが分かる書類の提出がある場合

（※９）離職票等の書類で会社都合により失業したことを確認でき、かつ、求職活動を証明できる公的な書類がある場合に適用します。（自己都合による退職に伴う失業は含みません。）

（※10）項番29、30の複数に該当する場合は、高い方の指数を適用し、重複して加点は行いません。

（※11）項番32、33のいずれにも該当する場合は、高い方の指数を適用し、重複して加点は行いません。

（3）同一点数の場合の順位表（上位より決定）

No.	調　整　内　容
1	保護者が市内特定教育・保育施設、地域型保育事業で保育士・保育教諭・看護師として就労中又はその予定である世帯
2	ひとり親
3	さくらキッズ保育園・小規模保育施設の卒園時に市内認可施設への通園を希望する
4	基本指数の高い世帯(居宅内就労等については、調整指数項番3を含む)
5	区分間の優先順位　（⑤災害復旧、①就労（【居宅外】→【居宅内就労等】、③疾病・障がい、④介護、②妊娠・出産、⑦就学、⑥求職活動の順）
6	養育している就学前児童の人数が多い世帯
7	養育している１８歳未満の子どもの人数が多い世帯
8	通勤時間を含む保護者の不在時間（保育できない時間）がより長い場合　※(保護者の内)左記時間の少ない方で比較
9	祖父母又は20才以上のおじ、おば、兄弟姉妹（介護・看護の対象でないもの）と同居していないこと
10	当該年度中に入所案内（内定）を辞退していない
11	希望園が多い（※必ず第一希望の園に入所できるとは限らないこと、入所案内を辞退した場合は減点となりますので、入所の意思がある園だけを記入してください。）
12	世帯の市町村民税額（４月～８月入所は前年度市町村民税、９月～翌年３月入所は当年度市町村民税）の低い世帯

（1） 基本指数表における必要書類…申込書の案内に記載された必要書類
（2） 調整指数表における必要書類…下表参照

項番	項目	必要書類
3	保護者の就労状況等	開業届(もしくは営業証明書)の写し及び確定申告書の写し等の事業の内容または実績を証明する書類
4・5		保育士証の写し・幼稚園教諭免許・看護師免許の写し
8	保育の代替手段	有料の認可外保育施設又は職場託児所、幼稚園を月極めで利用していることがわかる書類の写し、転入前市町村において保育施設に入所していたことがわかる書類の写し（例：利用料領収書3か月分）
15	申込児童の状況	同意書(指定様式）および専門機関等の意見書（指定様式）
16・17		申込児童の手帳等の写し（氏名、生年月日、等級、発行年月日、有効期限が分かる箇所）
18		障害児通所受給者証等障害福祉サービスの利用及び療育施設へ通所していることがわかるものの写し
21	世帯の状況	戸籍謄本（子育て支援課へ提出済（児童扶養手当の手続き等）の場合は、別紙同意書の提出により省略可能）
26		保護者のいずれかが就労のために向日市外に別居している（単身赴任等）場合、就労証明書の就労者に関する事項欄に事業所からの証明を受けている場合は不要。 事業所からの証明を受けていない場合は、単身赴任等における居住実態がわかる書類（居住先の賃貸借契約書、不動産売買契約書）
27・28		就労していることがわかる就労証明書（市様式３）
29～31		該当する世帯員の手帳等の写し（氏名、生年月日、等級、発行年月日、有効期限が分かる箇所）
32～34	保護者の心身の状況	該当する保護者の手帳等の写し（氏名、生年月日、等級、発行年月日、有効期限が分かる箇所）
35・36	親族の介護の状況	介護等を必要とする親族の該当する手帳等の写し及び、平日に週3日以上通所系サービスを定期利用していることが分かるケアプラン等の写し又は月に7日以上短期入所系サービスを定期利用していることが分かるケアプラン等の写し